

京都市域地区タクシー運賃改定後の 労働条件改善状況の公表

～タクシー運賃改定：令和5年5月1日付け～

一般社団法人 京都府タクシー協会



※京都府タクシー協会では乗務員の仕事を動画でわかりやすく説明しています。

京都市域地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

京都市域地区においては、2023 年 5 月 1 日からタクシー運賃の改定を実施（改定率 14.95%）いたしました。これによる 2023 年 5 月から 10 月の 6 ヶ月間におけるタクシー乗務員の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

記

1. 運賃を改定した事業者数

50 社 ※報告事業者数 50 社

2. 平均増収率

19.4%

※18,791,570,885 円 ÷ 15,740,833,660 円 × 100 - 100 = 19.38%

(算式) 改定後 6 ヶ月間の営業収入 (税抜き後) ÷ 前年同期の営業収入 (同) × 100 - 100

3. 一般運転者に係る運転者 1 人平均賃金上昇率

23.2%

改定前 1 人平均給与月額 (2022 年 5 月～10 月)	改定後 1 人平均給与月額 (2023 年 5 月～10 月)
293,855 円	361,948 円

4. 全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

23.0%

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
36 社	4 社	2 社	1 社	2 社	2 社	3 社	50 社

(注) 平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\left(\frac{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る運賃改定実施後} \\ \text{6 か月間の賃金支給総額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る運賃改定実施後} \\ \text{6 か月間の総乗務時間数} \end{array}} \div \frac{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る} \\ \text{前年同期の賃金支給総額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{全運転者に係る} \\ \text{前年同期の総乗務時間数} \end{array}} \times 100 \right) - 100$$

5. その他参考事項（改定による賃金改善率の分布）

（1）改定による賃金改善率の分布（一般運転者 1 人平均）旧通達

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
41 社	6 社	1 社	1 社			1 社	50 社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出

$$\left(\frac{\text{一般運転者に係る 2023 年 5 月～10 月の運転者 1 人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者 1 人平均給与月額}} \times 100 \right) - 100$$

（2）営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る）旧通達

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
23 社	3 社	6 社	2 社	1 社	2 社	1 社	2 社
95%以上 96%未満	95%未満	計					
2 社	8 社	50 社					

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\left(\frac{\text{全運転者に係る 2023 年 5 月～10 月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入（税抜き）}} \div \frac{\text{全運転者に係る 前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入（税抜き）}} \times 100 \right)$$

（3）その他

ア. 労働者負担の軽減

- ・採用していた 6 社
- ・採用していなかった 41 社

イ. 労働者負担の軽減（労働者負担をを採用していた事業者）

- ・労働者負担の廃止した事業者数 1 社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 1 社
- ・一切変更のない事業者数 4 社

ウ. 手当類の創設・拡充

- ・運賃改定が還元できるよう新手当や賞与の算定基準を変更 3 社
- ・新しく手当を創設した事業者数 1 社
- ・既存の手当てについて金額を増額する等拡充した事業者数 1 社

エ. その他

- ・シフト変更による休日増を図った 2 社
- ・労働時間を短縮した 2 社
- ・自動日報導入による運転事務負担の軽減を図った 2 社

年月		乗務員数			営業収入	協会員合計(50社分)								運転者に係る総乗務時間数(H)			
		一般	その他	計		運転者に係る賃金支給総額						一般運転手			その他の運転手		
						一般運転者			その他の運転者			計		計		計	
						月例賃金	賞与	平均給与	月例賃金	賞与	月例賃金	賞与	総乗務時間	総乗務時間	総乗務時間		
改定後	令和5年5月	4,805	684	5,489	3,234,025,284	1,522,074,745	27,041,842	322,397	108,176,891	2,111,597	1,630,251,636	29,153,439	865,338	59,452	924,791		
	令和5年6月	4,795	686	5,481	3,119,145,449	1,542,358,012	448,408,669	415,176	111,560,184	2,984,792	1,653,918,196	451,393,461	858,237	62,391	920,628		
	令和5年7月	4,785	683	5,468	3,016,084,090	1,491,140,278	233,886,424	360,507	105,049,028	1,859,393	1,596,189,306	235,745,817	854,934	60,379	915,313		
	令和5年8月	4,805	673	5,478	3,006,268,913	1,481,383,036	45,330,983	317,734	102,995,042	3,229,925	1,584,378,078	48,560,908	868,849	59,828	928,678		
	令和5年9月	4,823	667	5,490	3,127,703,378	1,537,525,754	24,697,129	323,911	105,115,721	1,673,181	1,642,641,475	26,370,310	864,668	60,925	925,593		
	令和5年10月	4,847	669	5,516	3,288,343,771	1,632,308,247	459,671,851	431,603	107,392,756	2,825,824	1,739,701,003	462,497,675	885,729	60,353	946,082		
	計	28,860	4,062	32,922	18,791,570,885	9,206,790,072	1,239,036,898	361,948	640,289,622	14,684,712	9,847,079,694	1,253,721,610	5,197,755	363,330	5,727,290		
前年同期	令和4年5月	4,989	719	5,709	2,705,200,915	1,320,665,658	14,885,531	267,699	88,515,874	1,878,804	1,409,181,532	16,764,335	912,370	61,305	973,676		
	令和4年6月	4,995	731	5,727	2,681,193,952	1,381,938,781	219,217,975	320,552	94,898,208	2,790,638	1,476,836,989	222,008,613	897,146	63,708	960,854		
	令和4年7月	4,948	726	5,675	2,490,489,345	1,284,533,840	123,770,242	284,621	92,203,307	2,037,980	1,376,737,147	125,808,222	874,409	62,854	937,263		
	令和4年8月	4,921	709	5,631	2,472,101,014	1,298,124,571	24,790,397	268,831	85,422,077	2,191,989	1,383,546,648	26,982,386	873,974	59,990	933,964		
	令和4年9月	4,888	711	5,600	2,594,376,839	1,327,927,162	23,310,866	276,440	88,864,171	2,984,406	1,416,791,333	26,295,272	884,539	61,601	946,140		
	令和4年10月	4,859	727	5,586	2,823,275,805	1,460,756,177	233,324,805	348,648	99,932,260	1,977,494	1,560,688,437	235,302,299	906,712	63,708	970,420		
	計	29,600	4,323	33,928	15,740,833,660	8,058,804,379	639,299,816	293,855	549,835,897	13,861,311	8,606,028,101	653,161,127	5,349,151	373,166	5,873,921		

賃金改善率	23.17
営業収入に占める賃金支給率	100.43

平均増収率	乗務員一人当たり営業収入	
	改定前 463,948	改定後 570,791
19.4		

全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の
23.0

・
・
・
・

改定による賃金改善率
23.2

平均増収率
19.4

【参考】

○最近の京都市域地区運賃ブロックの運賃改定状況

①平成26年 4月 1日 改定率：9.9%（消費税転嫁を含む）

②平成30年 4月 1日 改定率：8.17%

○中型車・小型車の普通車統合（車種区分の変更）

○ちよい乗りタクシー（初乗り距離1.7km→1.2km）

※普通車上限運賃 初乗運賃 1.2km－450円

加算運賃 255m－ 80円

③令和 元年10月 1日 消費税率転嫁

※普通車上限運賃 初乗運賃 1.2km－460円

加算運賃 252m－ 80円

④令和 5年 5月 1日 改定率：14.95%

※普通車上限運賃 初乗運賃 1.0km－500円

加算運賃 279m－100円

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 小西・北本

(電話) 06-6949-6446

令和5年3月31日

京都市域地区、大津市地区、滋賀北部地区のタクシー運賃改定について

近畿運輸局では、京都市域地区及び大津市地区並びに滋賀北部地区における一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃改定申請（変更要請）を受けて審査を行ってきた結果、本日付けで以下のとおり新たな運賃を公示しましたので、お知らせします。

【京都市域地区】 京都府京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。）、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡

【大津市地区】 滋賀県大津市

【滋賀北部地区】 滋賀県彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、高島市、米原市、伊香郡、東浅井郡、犬上郡、愛知郡、蒲生郡

1. 改定運賃（新運賃）の概要

- (1) 改定率 京都市域地区：14.95%
大津市地区：12.35%
滋賀北部地区：11.93%

(2) 改定運賃の内容
別紙1のとおり

(3) 新運賃の実施日
令和5年5月1日

(4) 前回運賃改定日
京都市域地区：平成30年4月1日
大津市地区：令和2年2月1日
滋賀北部地区：令和2年2月1日

(5) 今回の審査の考え方

今回の運賃改定要請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由の一つとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには、運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上で、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方にに基づき査定したものです。

このため、今回の運賃改定の実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、一般社団法人京都府タクシー協会、一般社団法人滋賀県タクシー協会等に対して、以下の各項目について指導をすることとしています。

- ① 運賃改定実施後において、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合（歩合率）を維持させること等により、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。
- ② 運賃改定実施後、運転者の労働条件改善についての考え方を、利用者に対して積極的に表明すること。
- ③ 運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設等、これに関連して講じた措置についても、併せて公表すること。

2. その他参考（事業者からの改定申請（変更要請）状況）
別紙2のとおり

配布先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ

京都府政記者クラブ

滋賀県政記者クラブ

陸運記者会（ハイタク部会）



京都のタクシー業界を支える協会の思想を象徴的に表現しました。
車の中の四角の集合体は、多くの企業が集まる協会の団結・結集した様を表現しています。

ロゴマークは京都府タクシー協会を象徴する重要な視覚要素です。